

公示送達書

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、下記に記載された事項にかかる文書を公示送達します。(公示を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。)

なお、当該文書は財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和8年 6月 19日

一宮市長 中野 正康

記

連番	課税年度	対象年度	税目	通知書番号	氏名	摘要
1	R08	R08	軽自動車税	0000109355	鈴木 涼介	
2	R08	R08	軽自動車税	0000521591	松村 明	